

2025 年 9 月 1 0 日

総務大臣の免許を受けていない防護無線機を車両に搭載していた事象について

## 1. 概要

車両に搭載している「防護無線機」(※)について、本来総務大臣の免許を受けなければいけないところ、免許を受けずに車両に搭載しているものが 61 台あることが判明しました。

当該の防護無線機については直ちに免許状交付済みの防護無線機に取り換えを実施済みです。

### ※防護無線機とは

列車乗務員が異常を知得した際に、防護無線機のスイッチを扱うことで無線信号を発信し、付近の他の列車に緊急停止を促し、後続列車同士の衝突などの二次災害を防ぐための装置

## 2. 原因

免許申請を失念したためです。

申請を失念した経緯等については現在調査中です。

## 3. 判明した経緯と対応

- (1) 無線機台帳を精査していた(※)際に、当該防護無線機 61 台に免許状が交付されていないことが 9 月 2 日に判明しました。

※無線局免許の一元管理と電子申請に対応するための「無線局管理システム」を 2026 年度から稼働させるため既存の無線機台帳を精査していました。

- (2) 免許を受けていない防護無線機については、速やかに北海道総合通信局ならびに北海道運輸局に報告するとともに、9 月 6 日までに免許状交付済みの防護無線機への取替えを実施しました。
- (3) 免許状を受けていなかった防護無線機は免許申請に向けて手続きを開始しています。

## 4. 関連情報

- (1) 免許を受けずに車両に搭載していた防護無線機について、詳細は調査中ですが大半のものが 2020 年頃に車両に搭載したものです。
- (2) 他の無線機についても免許申請を失念したものがないか確認中です。

## 5. その他

当該の防護無線機は設置時及び定期検査時において正常に機能することを確認していました。